

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第9号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「f）」の次に「において使用する用語」を加える。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号及び第2号中「35,009円」を「35,408円」に改め、同項第3号中「49,013円」を「53,306円」に改め、同項第4号中「52,514円」を「53,695円」に改め、同項第5号中「63,017円」を「70,038円」に改め、同項第6号中「70,019円」を「77,820円」に改め、同項第7号中「77,020円」を「85,602円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第8号中「84,022円」を「93,384円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第9号中「105,028円」を「116,730円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「2,100,000円以上3,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第10号中「115,531円」を「132,294円」に改め、同号ア中「3,000,000円以上4,000,000円」を「3,200,000円以上4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第11号中「122,533円」を「147,858円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第12号中「143,538円」を「163,422円」に改め、同号ア中

「6,000,000円以上8,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第13号中「154,041円」を「178,986円」に改め、同号ア中「8,000,000円以上10,000,000円」を「6,200,000円以上7,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第14号中「164,544円」を「186,768円」に改め、同号ア中「10,000,000円以上15,000,000円」を「7,200,000円以上8,000,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第15号中「178,548円」を「210,114円」に改め、同号ア中「15,000,000円以上25,000,000円」を「8,000,000円以上10,000,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」を加え、同項第16号中「210,057円」を「404,664円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第15号の次に次の4号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 241,242円

- ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 280,152円

- ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(18) 次のいずれかに該当する者 299,607円

- ア 合計所得金額が20,000,000円以上25,000,000円未満であり、

かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(19) 次のいずれかに該当する者 334,626円

ア 合計所得金額が25,000,000円以上35,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,006円」を「22,179円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「31,509円」を「37,742円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「49,014円」を「53,306円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。